

水銀廃棄物対策に係る廃棄物処理法施行令・施行規則等の一部改正について（報告）

1. 経緯

平成27年2月の「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則等の一部を改正することとし、パブリックコメントを実施した（意見募集期間：平成27年9月14日～10月13日、別添1参照）。パブリックコメントで寄せられた御意見（別紙参照）も踏まえ、施行令の一部を改正する政令については平成27年11月6日に閣議決定され（別添2参照）、同月11日に公布されたところであり、現在、施行規則等を改正する省令等の公布に向けた作業を行っているところ。

2. 改正の概要

- (1) 水銀又はその化合物が廃棄物となったもののうち以下のもの及びその処理物について特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物への指定
一 廃：水銀使用製品廃棄物のうち一般廃棄物から回収した廃水銀
産 産：特定の施設から排出されるもの
水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品廃棄物のうち産業廃棄物から回収した廃水銀
- (2) (1)で指定された特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に係る処理基準の改正
 - ① 収集運搬基準及び保管基準の追加
 - ② 処分等の基準の追加（埋立処分前に硫化・固型化すること等）
- (3) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係る処理基準の改正
 - ① 水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬基準及び保管基準の追加
 - ② 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処分等の基準の追加
 - ③ 水銀使用製品産業廃棄物について、安定型最終処分場への埋立禁止の明確化
- (4) 廃水銀等の硫化施設について、設置許可を要する産業廃棄物処理施設への追加等

3. 施行期日

廃水銀等の特別管理廃棄物への指定（2. (1)）並びにその収集運搬基準及び保管基準（2. (2)①）については水俣条約の発効日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日。廃水銀等の処分等の基準（2. (2)②）、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処理基準（2. (3)）並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等（2. (4)）については平成 29 年 10 月 1 日。

4. 今後の予定

水俣条約の発効日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日に施行する 2. (1) 及び(2)①に係る省令等については公布及び施行通知の発出に向けた作業を行っているところ。

平成 29 年 10 月 1 日施行の 2. (2)②、(3) 及び(4)に係る省令等については、施行日までに別途定めるべく、引き続き技術的な検討を行っているところであり、平成 28 年度中に改正案をとりまとめ、パブリックコメントを経た上で、同年度中に公布する予定。

5. その他

水俣条約を踏まえた水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令及び大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令についても、パブリックコメントを経て、平成 27 年 11 月 6 日に閣議決定され（別添 3、4 参照）、同月 11 日に公布されたところであり、引き続き、関連する政省令等の公布に向けた作業を行っているところ。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則等の一部改正」
に関する意見募集結果の概要について

【意見募集期間】

平成27年9月14日（月）～10月13日（火）

【意見総数】

意見提出者数：13 団体・個人

意見数：36 件

（内訳：地方公共団体2、業界団体2、民間企業8、個人1）

【主な御意見の概要とそれに対する考え方と対応】

No.	主な御意見の概要	御意見に対する考え方と対応
廃水銀等関連		
1	廃水銀等の収集運搬を行う場合は、事業範囲変更による業の変更許可や、特別管理廃棄物の収集運搬業の許可を受けておらず普通物の収集運搬業の許可のみである場合は、特別管理廃棄物の新規許可を取得する必要があるのか。また、処分業の場合も同様と考えていいのか。	廃水銀等のうち特別管理廃棄物に該当するものについては、御理解のとおりです。
2	特別管理産業廃棄物に指定する廃水銀の濃度や廃水銀化合物の種類、濃度の規定は必要ないのか。	原体とみなせる水銀又は水銀化合物に該当するものが特別管理産業廃棄物である廃水銀等に該当するため、濃度は規定していません。 なお、水銀の精製に伴って生じた残さ物の一部については特別管理産業廃棄物から除外する規定を設けることとしております。
3	廃水銀等の固型化施設も大量に水銀化合物（硫化水銀）を取り扱うため、硫化施設同様に許可を受けることが必要となる廃棄物処理法施行令第7条の産業廃棄物処理施設に追加すべきではないか。	固型化施設は気化しやすい金属水銀ではなく、より安定した状態である硫化水銀を扱う施設であることから、廃棄物処理法施行令第7条の産業廃棄物処理施設に追加していませんが、今後定める固型化の処理基準に沿った処理が求められます。

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等関連		
4	機器の制御の一部として、電池、スイッチ、リレー類等の水銀使用製品を使用している製品は、水銀使用製品産業廃棄物から除外すべきではないか。	御意見については水銀使用製品産業廃棄物の指定を検討する際に参考とさせていただきます。
5	水銀汚染物の収集・運搬基準を定める必要はないのか。	割れやすく大気への水銀の飛散が懸念される水銀使用製品産業廃棄物について、新たな収集・運搬基準を追加しております。なお、高濃度の水銀を含む汚染物で特定の施設から排出されるものには、特別管理産業廃棄物として既存の収集・運搬基準があり、またそれ以外のものについても産業廃棄物として既存の収集・運搬基準があります。
その他		
6	廃水銀等を取り扱う業者が新たに特別管理産業廃棄物の業許可を取得するために必要な期間を確保すべきではないか。	御意見を踏まえ、特別管理産業廃棄物に係る政省令等の施行は「水銀に関する水俣条約が日本国において効力を生ずる日又は平成28年4月1日のいずれか早い日」とし、施行までの猶予期間を設けることとしております。
7	「水銀使用製品産業廃棄物」、「環境省令で定める水銀汚染物」、「環境省令で定めるもの」及び「環境大臣が定める方法」についても、施行前にパブリックコメントの募集を行い、関係者の意見を反映させていただきたい。	御意見のとおり今後パブリックコメントを行う予定です。
8	市町村等による収集及び水銀回収をより一層促進することが重要であり、そのため、安全かつ効率的に分別・収集・運搬する方法の構築、適正な水銀回収処理業者への委託等が必要であり、それらの取組を加速化するため、市町村等に対し技術的・財政的な支援を行うべきではないか。	環境上より適正な管理を確保するため、市町村等による収集及び水銀回収をより一層促進するために、ガイドラインの策定等の技術的な支援を行うことを考えております。
9	水銀廃棄物が環境上適正に処分されるよう、事業者等に対し、技術的・財政的な支援を積極的に行っていただきたい。	水銀廃棄物が環境上適正に処分されるよう、事業者等に対し、ガイドラインの策定等の技術的な支援を行うことを考えております。



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等に対する意見募集（パブリックコメント）について（お知らせ）

平成27年9月14日（月）
環境省廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5501-3157
課 長：角倉 一郎（内線 6871）
補 佐：服部麻友子（内線 7872）
担 当：渡辺 聡（内線 6885）
担 当：西川 絵理（内線 6927）
廃棄物対策課
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5501-3154
課 長：和田 篤也（内線 6841）
補 佐：元部 弥（内線 6846）
担 当：岩佐ゆい子（内線 6848）

環境省では、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」（平成27年2月中央環境審議会答申）等を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則等の一部を改正することとしました。改正案について広く国民の皆様からの御意見を募集するため、平成27年9月14日（月）から平成27年10月13日（火）までの間、パブリックコメントを実施いたします。

1. 背景・趣旨

平成25年10月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、早期にこれを締結し、条約の趣旨を踏まえた包括的な水銀対策の実施を推進すべく、平成26年3月に中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」が諮問され、同諮問は循環型社会部会及び関係の部会に対し付議されました。これを受け、循環型社会部会に「水銀廃棄物適正処理検討専門委員会」が設置され、審議が進められ、平成27年2月に中央環境審議会会長から環境大臣へ「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」として答申がなされました。

本答申では、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について、水俣条約における規定及び我が国が目指すべき方向性並びに我が国における水銀廃棄物の状況を踏まえ、その環境上適正な処理の在り方として金属水銀及び高濃度の水銀含

有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法並びに水銀添加廃製品の環境上適正な管理の促進方策、その他、必要な対策等や今後の課題が取りまとめられました。答申は別添2のとおりです。

また、東日本大震災を始めとする近年の災害の教訓として、災害により生じた廃棄物を円滑・迅速に処理していくため、先般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）が施行されたところですが、産業廃棄物処理施設における災害廃棄物の迅速かつ効率的な処理に資するようするため、同施設で災害廃棄物进行处理する場合の特例について、対象となる一般廃棄物を規定する必要があります。

以上の背景を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則等の一部を改正することとしました。ついては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等について、以下のとおりパブリックコメントを実施します。

2. 意見募集の対象

【別添1】 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等の概要

3. 参考資料

【別添2】 水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）

※関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則等

4. 意見募集要項

（1）意見募集対象

2. に掲げる資料（別添1）

（2）意見募集期間

平成27年9月14日（月）～平成27年10月13日（火）

（3）意見提出方法

次の様式により、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。

（意見提出様式）

〔件名〕 「「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等に対する意見」

（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載して下さい。）

[氏名] (※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[住所]

[電話番号]

[ファックス番号]

[メールアドレス]

[意見]

- ・ 該当箇所 (※どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください)
- ・ 意見内容
- ・ 理由 (※根拠となる出典等を添付または併記してください)

(注意事項)

- ・ 御意見は日本語で提出してください。
- ・ 郵送またはFAXの場合は、A4版の用紙にて提出ください。
- ・ 電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

(4) 意見提出先

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

ファックスの場合 03-3593-8264

電子メールの場合 hairi-sanpai@env.go.jp

(5) 資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

- ・ 環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/press/index.html>)
- ・ 電子政府の総合窓口 [e-Gov]

②郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、82円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒(定型封筒)を同封の上、「『「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案」等』関係資料希望」と封筒表面に明記し、上記「4.(4)意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(注意事項)

- ・ 御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・ 皆様からいただいた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等の概要

0. 背景・趣旨

平成 25 年 10 月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、早期にこれを締結し、条約の趣旨を踏まえた包括的な水銀対策の実施を推進すべく、平成 26 年 3 月に中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」が諮問され、同諮問は循環型社会部会及び関係の部会に対し付議された。これを受け、循環型社会部会に「水銀廃棄物適正処理検討専門委員会」が設置され、審議が進められ、平成 27 年 2 月に中央環境審議会会長から環境大臣へ「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」として答申がなされた。

本答申では、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について、水俣条約における規定及び我が国が目指すべき方向性並びに我が国における水銀廃棄物の状況を踏まえ、その環境上適正な処理の在り方として金属水銀及び水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法並びに水銀添加廃製品の環境上適正な管理の促進方策、その他、必要な対策等や今後の課題が取りまとめられた。

また、東日本大震災を始めとする近年の災害の教訓として、災害により生じた廃棄物を円滑・迅速に処理していくため、先般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 58 号）が施行されたところだが、産業廃棄物処理施設における災害廃棄物の迅速かつ効率的な処理に資するようにするため、同施設で災害廃棄物を処理する場合の特例について、対象となる一般廃棄物を規定する必要がある。

以上の背景を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）並びに特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成 4 年厚生省告示第 194 号。以下「194 号告示」という。）等を改正するものである。

< 1. 水銀関係 >

1-1. 改正の概要

- (1) 廃水銀等及びその処理物の特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物への指定（令第 1 条及び第 2 条の 4、規則第 1 条及び第 1 条の 2 並びに 194 号告示関係）

水銀又はその化合物が廃棄物となったものについて、以下のとおり、新たに特別管理

一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として規制対象に追加し、必要な処理基準を設けることとする。

○特別管理一般廃棄物（令第1条）

- ① 水銀又はその化合物が使用されている製品が廃棄物となったもの（以下「水銀使用製品廃棄物」という。）のうち一般廃棄物であるものから回収した廃水銀
- ② ①を処分するために処理したもの（※1）

（※1）ただし、環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとする。当該環境省令（規則第1条）において、この基準は、環境大臣が定める方法（※2）により処理したものであることとし、同方法について、194号告示において、以下のとおり定めることとする。

- ・ 当該廃棄物を適切に精製したうえで、硫化設備を用いて十分な量の粉末状の硫黄と反応させ、生じた硫化水銀について固型化設備を用いて十分な量の結合剤により固型化する方法とする。

○特別管理産業廃棄物（令第2条の4）

- ① 廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物のうち、事業活動に伴って生じたもの及び輸入されたもの、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして環境省令で定めるもの）

水銀又はその化合物が廃棄物となったもの（水銀使用製品に封入された水銀が廃棄物となったものを除く。）について、以下のとおり、特別管理産業廃棄物として指定することとする（規則第1条の2）。

＜特定の施設から排出されるもの＞

- ・ (ア)水銀若しくはその化合物を含む物又は(イ)水銀使用製品が廃棄物となったものから水銀を回収する施設において生じたもの
- ・ 水銀使用製品の製造の用に供する施設において生じたもの
- ・ 灯台の回転装置を有する施設において生じたもの
- ・ 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設において生じたもの
- ・ 国又は地方公共団体の試験研究機関において生じたもの
- ・ 大学及びその附属試験研究機関において生じたもの
- ・ 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研

究を行う研究所において生じたもの

＜水銀汚染物又は水銀使用製品廃棄物から回収されるもの＞

- ・水銀又はその化合物を含む物から回収した廃水銀
- ・水銀使用製品廃棄物のうち産業廃棄物であるものから回収した廃水銀

② 廃水銀等を処分するために処理したもの

(2) (1)で指定された特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る収集、運搬、処分等の基準の改正（令第3条、第4条の2及び第6条の5並びに規則第1条の14、第8条の10及び第8条の13関係）

① 収集運搬方法及び保管方法の追加

廃棄物の飛散流出防止等の特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る一般的な収集運搬基準に加え、PCB 廃棄物や感染性廃棄物と同様、以下の基準もかけることとする（令第4条の2及び第6条の5）。

- ・運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること
- ・運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造（収納しやすいこと及び損傷しにくいこと）を有すること

排出現場における保管（規則第8条の13）及び積替え又は保管（規則第1条の14及び第8条の10）にあたっては、上記と同様、以下の基準をかけることとする。

- ・容器に入れて密封すること
- ・高温にさらされないために必要な措置を講ずること
- ・腐食の防止のために必要な措置を講ずること

② 中間処理方法及び処分方法の追加

特別管理産業廃棄物である廃水銀等の埋立処分にあたっては、あらかじめ環境大臣が定める方法（※3）により処理することとし、環境省令で定める判定基準（※3）を満たさない当該廃水銀等の処理物については、遮断型最終処分場にて処分することとし、判定基準に適合するものについては、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置（※3）を講じた管理型最終処分場（水面埋立地を除く）にて処分することとする（令第6条の5）。

特別管理一般廃棄物である廃水銀の処分又は再生について、環境大臣が定める方法（P2※2）により行うこととし、当該廃水銀の処理物の埋立処分にあたっては、特別管理産業廃棄物の整理と同様とし、環境省令で定める判定基準（※3）を満たさ

ない当該廃水銀の処理物については、遮断型最終処分場相当にて処分することとし、判定基準に適合するものについては、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置（※3）を講じた管理型最終処分場相当（水面埋立地を除く）にて処分することとする（令第3条及び第4条の2）。

（※3）上記「環境大臣が定める方法」、「環境省令で定める判定基準」及び「環境省令で定める必要な措置」については、令における関係規定の施行日までに別途定めることとする。

（3）水銀含有等産業廃棄物に係る収集、運搬、処分等の基準の改正（令第6条及び第6条の5関係）

水銀使用廃製品廃棄物のうち産業廃棄物であるものであって、環境省令で定めるものについては、「水銀使用製品産業廃棄物」（※4）と総称し、環境省令で定める水銀汚染物（※4）及び水銀使用製品産業廃棄物を「水銀含有等産業廃棄物」と総称した上で、以下のとおり、必要な処理基準を定めることとする。

① 水銀使用製品産業廃棄物の収集・運搬基準の追加（令第6条第1項第1号関係）

- ・破砕することのないような方法により行うこと
- ・他の物と混合するおそれのないように他の物と区分すること
- ・積替え又は保管を行う場合は仕切りを設ける等必要な措置を講ずること

② 水銀含有等産業廃棄物の処分等の基準の追加（令第6条第1項第2号及び第6条の5第1項第2号関係）

- ・水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合は仕切りを設ける等必要な措置を講ずること
- ・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように、必要な措置を講ずること
- ・水銀含有等産業廃棄物のうち環境省令で定めるもの（※4）については、あらかじめ、環境大臣が定める方法（※4）により水銀回収を行うこと（※5）

（※4）上記「水銀使用製品産業廃棄物」、「環境省令で定める水銀汚染物」、「環境省令で定めるもの」及び「環境大臣が定める方法」については、令における関係規定の施行日までに、別途定めることとする。

（※5）令第二条の四第五号ト(1)及びヌ(1)に規定する廃棄物であって環境省令で定めるもの（※4）についても同様とする。

③ 水銀使用製品産業廃棄物を安定型産業廃棄物の対象から除外（令第6条第1項第3号関係）

安定型最終処分場への埋立禁止を明確化するための措置を講ずる。

(4) 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等（令第7条及び第7条の2関係）

① 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加

廃水銀等の硫化施設を、設置の際に許可を受けることが必要となる令第7条の産業廃棄物処理施設に追加することとする。

② 廃水銀等の硫化施設の縦覧等の対象となる施設への追加

廃水銀等の硫化施設を、令第7条の2の生活環境影響調査書等の公告縦覧や市町村長の意見聴取等の手続を要する産業廃棄物処理施設に指定することとする。

1-2. 経過措置

① 廃水銀等を硫化処理してきた既存の施設に対する経過措置（附則第2条関係）

改正令の施行の際現に1-1(4)①により産業廃棄物処理施設に追加される廃水銀等の硫化施設を設置している者に対しては、法第15条第1項の許可を受けたものとみなし、施行から3か月以内に都道府県知事又は令第27条第1項で定める市の長への届出を義務づけることとする。

② 罰則に係る経過措置（附則第3条関係）

令の改正前にした行為に対する罰則の適用については、従前の例によることとする。

1-3. 施行期日（想定）

- ・ 1-1(1)、(2)①は公布後速やかに施行。
- ・ 1-1(2)②、(3)、(4)は平成29年秋頃施行。

< 2. 災害廃棄物関係 >

2-1. 改正の概要

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の5の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の対象となる一般廃棄物について、規則第12条の7の16第1号から第5号に掲げる一般廃棄物については、「他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る」と規定されている。

- 一方、非常災害時には、産廃処理施設で受け入れる災害廃棄物について、排出現場から仮置き場まで運び出されるまでの間、一律に、他の一般廃棄物と分別して収集することを求めることは、迅速な災害廃棄物の処理に支障を生じるおそれがある。
- 以上を踏まえ、特例を受けるべき産廃処理施設における一般廃棄物の適正処理を担保しつつ、例外的に災害廃棄物の迅速かつ効率的な処理に資するようにするため、災害時における特例の対象となる一般廃棄物の分別の条件を整理する必要がある。
- 具体的には、規則第 12 条の 7 の 16 第 1 号から第 5 号に掲げる一般廃棄物について、「他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。」との条件について、以下一文を加えることとする。
 - ・ ただし、非常災害のために必要な応急措置として、第 2 条の 3 第 1 号の規定による市町村又は市町村から委託を受けた者からの委託を受けて処分することとなる一般廃棄物であって、処分までの間に他の一般廃棄物と分別されたものについてはこの限りではない。

2-2. 施行期日

公布後速やかに施行

(以上)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について（お知らせ）

平成 27 年 11 月 6 日（金）

環境省廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

代 表：03-3581-3351

直 通：03-5501-3157

課 長：角倉 一郎（内線 6871）

補 佐：服部麻友子（内線 7872）

担 当：渡辺 聡（内線 6885）

担 当：西川 絵理（内線 6927）

廃棄物対策課

代 表：03-3581-3351

直 通：03-5501-3154

課 長：和田 篤也（内線 6841）

補 佐：元部 弥（内線 6846）

担 当：岩佐ゆい子（内線 6848）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令が本日 11 月 6 日（金）に閣議決定されましたので、お知らせいたします。

また、平成 27 年 9 月 14 日（月）から同年 10 月 13 日（火）までの間に実施した「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等に対する意見募集（パブリックコメント）の結果についても、併せてお知らせいたします。

1. 背景・趣旨

平成 25 年 10 月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、早期にこれを締結し、条約の趣旨を踏まえた包括的な水銀対策の実施を推進すべく、平成 26 年 3 月に中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」が諮問され、同諮問は循環型社会部会及び関係の部会に対し付議されました。これを受け、循環型社会部会に「水銀廃棄物適正処理検討専門委員会」が設置され、審議が進められ、平成 27 年 2 月に中央環境審議会会長から環境大臣へ「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」として答申がなされました。

本答申では、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について、水俣条約における規定及び我が国が目指すべき方向性並びに我が国における水銀廃棄物の状況を踏まえ、その環境上適正な処理の在り方として金属水銀及び高濃度の水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法並びに水銀使用廃製品の環境上適正な管理の促進方策、その他、必要な対策や今後の課題が取りまとめられました。

以上の背景を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正するものです。

2. 政令の概要

- (1) 廃水銀等を特別管理廃棄物に指定し、その処理基準を強化する（密閉容器に入れて運搬すること、硫化・固型化してから埋立処分を行うこと、等）。
- (2) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準等を追加する（水銀使用製品産業廃棄物について破砕することのないように運搬すること、相当の割合以上に水銀等を含むものは水銀を回収してから処分すること、等）

3. 施行期日

廃水銀等の特別管理廃棄物への指定及びその収集運搬基準については水俣条約の発効日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日。廃水銀等の硫化・固型化の基準並びに水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準については平成 29 年 10 月 1 日。

4. 意見募集の結果

(1) 意見募集の概要

- 意見募集期間：平成 27 年 9 月 14 日（月）～平成 27 年 10 月 13 日（火）
- 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページ
- 意見提出方法：郵送、ファックス又は電子メール

(2) 御意見の提出数

- 意見提出者数 13 団体・個人
- 意見数 36 件

(3) 御意見に対する考え方

頂いた御意見及びこれに対する考え方は、別紙 5 のとおりです。

5. 添付資料

- 別紙 1：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（要綱）
- 別紙 2：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（案文・理由）
- 別紙 3：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（新旧対照条文）
- 別紙 4：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（参照条文）
- 別紙 5：パブリックコメントの結果について

No	頁	行	該当部分	御意見	御意見に対する考え方
第1章 水銀関係					
1	1	32	1-1(1)	水銀の収集運搬を行う場合は、事業範囲変更による業の変更許可や、特別管理廃棄物の収集運搬業の許可を受けておらず普通物の収集運搬業の許可のみである場合は、特別管理廃棄物の新規許可を取得する必要があるのか。また、処分業の場合も同様と考えていいのか。	廃水銀等のうち特別管理廃棄物に該当するものについては、御理解のとおりです。
2	1	32	1-1(1)	・該当箇所：廃水銀等及びその処理物の特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物への指定 ・意見内容：一般家庭等で使用されている蛍光灯(蛍光管)は、上記に指定されるのでしょうか。 各所施設で使用されている水銀灯(水銀管)は、上記に該当するのでしょうか。 該当しない場合、無規制のまま、破碎されて、大気中に水銀が拡散している現状があります。 プロレスでは、多数の人々が集まる場所で、蛍光管を使って攻撃する(破裂させる)興業が行われています。 蛍光管・水銀管についても、同様の規制をすべきです。	家庭から排出される蛍光灯は特別管理一般廃棄物には該当しません。 事業所の蛍光灯や水銀灯については、特別管理産業廃棄物には該当しませんが、水銀使用製品廃棄物で、水銀が飛散、溶出しやすいものについては、水銀使用製品産業廃棄物として水銀の大気への飛散防止措置等を求めることとしており、御意見については今後の水銀使用製品産業廃棄物の指定を検討する際に参考とさせていただきます。 なお、蛍光管の使用方法については廃棄物処理法の規制対象外であり、今回の意見募集の対象外です。
3	2	4	1-1(1)	一般廃棄物の水銀や水銀化合物があった場合、それらは特別管理一般廃棄物となるのか。	①水銀又はその化合物が使用されている製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀又は②その処理物で環境省令で定める基準に適合しないものに該当する場合、特別管理一般廃棄物に該当します。
4	2	18	1-1(1)	廃水銀等の定義については、今後、関連省令にて規定されるものと理解するが、基本的には水銀条約における水銀等に該当するような、濃度の高い水銀及び水銀化合物(95%以上)を想定しているものと理解してよいか？ また、廃水銀等の定義によっては、業界に大きな影響を与えるため、省令で定める際にはパブコメの実施をお願いしたい。	御指摘のような原体とみなせる水銀又は水銀化合物に該当するものが特別管理産業廃棄物である廃水銀等に該当します。廃水銀等の定義案は今回の意見募集でお示しており、再度の意見募集は行いません。
5	2	18	1-1(1)	特別管理産業廃棄物に指定する廃水銀の濃度や廃水銀化合物の種類、濃度の規定は必要ないのか。	原体とみなせる水銀又は水銀化合物に該当するものが特別管理産業廃棄物である廃水銀等に該当するため、濃度は規定していません。 なお、原案では廃水銀等を処分するために処理したものについては全て特別管理産業廃棄物としておりましたが、水銀の精製に伴って生じた残さ物の一部については特別管理産業廃棄物から除外する規定を設けることとしております。

No	頁	行	該当部分	御意見	御意見に対する考え方
6	2	18	1-1(1)	産業廃棄物を扱っている業者ですが、特別産業廃棄物として扱うには、新たに収集運搬許可・積替保管が必要となります。 現在、管轄行政に相談に行っていますが、行政の方もお困りで、特別産業廃棄物の積替保管をいただけていません。 施行までに許可がいただけないと、現在の荷受けもできなくなります。 そのため、各行政には明確な手順書を発行し、許可をスムーズに発行対応をお願いしたいです。	御意見を踏まえ、特別管理産業廃棄物に係る政省令等の施行は「水銀に関する水俣条約が日本国において効力を生ずる日又は平成28年4月1日のいずれか早い日」とし、施行までの猶予期間を設けることとしております。特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する手続きについては、許可権者である地方公共団体にお問い合わせください。
7	2	18	1-1(1)	弊社は、現在まで、地域の蛍光灯・乾電池・体温計・血圧計等水銀含有製品のリサイクルに携わっております。その業務の中で、時折、金属水銀の廃棄依頼をいただくことがあり、行政の担当とその取り扱いをご指示いただきながら、これまでは金属水銀を、普通産廃の金属くず、汚泥として取り扱って参りました。(実際の処理に当たっては、専用鉄瓶を用いて、更にそれを医療ゴミ用のプラスチック容器に収める等安全に配慮するなど特管に順ずる取扱いを行っております。)現状、弊社運搬業許可は、普通産廃がA県及びB市(積み替え保管含む)、特管は平成25年までA県に加え、B市の許可も有しておりましたが、規制緩和により積み替え保管施設が無い場合は、A県のみでの許可で運搬できるようになりましたので、現在B市の弊社特管産廃運搬許可は失効しております。(不要になりましたので、失効とは言わないかもしれませんが。)今回の改正において、廃金属水銀が特別管理産業廃棄物に指定されるとのことですので、このことについてご要望させていただきます。先日、弊社の監督行政であります、B市役所担当課に、この件について相談に伺いました所、現状国から具体的な猶予措置や法律変更に伴う特例等の通知は来ていない。基本的にはその指示に従っての対応になると思う。との意見でした。もし、何も通知のない場合は、新規にB市の特管産廃運搬許可を積み替え保管の部分だけでなく、運搬の部分に関しても取り直す必要が出てくる。とのことでした。その場合、許可取得までにかかりの日数と労力、費用を伴うことになり弊社としても、そこまで大して取扱い量もない金属水銀の許可に固執する必要があるのか?という検討を残念ながらせざるを得なくなる可能性が高いです。この場合、不都合を被るのは弊社でなく、適切な処理委託先を失ってしまう排出者の方々になってしまうのを、大変危惧しております。水銀を管理して、きちんと処理できる体制を整えることは、環境のことを考えればとても意味のある事だということは、十分に理解し、むしろ積極的に推進すべきだと存じます。しかしながら、現状の取り扱いがあるにもかかわらず、法律的に、許可的に、取り扱うことが出来なくなるようなことがないように、処理に空白が生じないように、この点につきましてせつに特段の配慮を願います。担当行政とも、今仮の話をして仕方がないので「国の見解を待ちましょう」という形で保留状態です。当該パブコメ添付資料にも施行期日が、公布後速やかに施行とありますので、ここの辺りも気になるところです。	廃水銀等を元々取り扱っている処理業者であっても、今回の政省令等の改正により特別管理産業廃棄物である廃水銀等として新たな処理基準等がかかるため、特別管理産業廃棄物処理業の許可を有していない場合、許可申請を行う必要がありますが、御意見を踏まえ、特別管理産業廃棄物に係る政省令等の施行は「水銀に関する水俣条約が日本国において効力を生ずる日又は平成28年4月1日のいずれか早い日」とし、施行までの猶予期間を設けることとしております。

No	頁	行	該当部分	御意見	御意見に対する考え方
8	2	18	1-1(1)	<p>・意見内容 廃水銀等が特別管理産業廃棄物に指定されることは歓迎するが、特別管理産業廃棄物処理業許可の変更申請は、業者の負担が大きくならないよう考慮していただきたい。</p> <p>・理由 収集運搬業は、収集運搬を行う都道府県ごとに許可変更手続きを行う必要があり、なおかつ都道府県によって求められる書類が異なるため、事務負担、費用負担が大きい。このような法・政省令改正による変更の場合、申請は1か所で済むようにするなど、考慮していただきたい。(ただし、廃水銀等の処理実績は確認すべき)</p>	<p>廃水銀等を元々取り扱っている特別管理産業廃棄物処理業者であっても、今回の政省令等の改正により特別管理産業廃棄物である廃水銀等として新たな処理基準等がかかるため、特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可申請を行っていただく必要がありますが、御意見を踏まえ、特別管理産業廃棄物に係る政省令等の施行は「水銀に関する水俣条約が日本国において効力を生ずる日又は平成28年4月1日のいずれか早い日」とし、施行までの猶予期間を設けることとしております。</p>
9	2	18	1-1(1)	<p>該当箇所： 特別管理産業廃棄物(令第2条の4)</p> <p>① 廃水銀等(廃水銀及び廃水銀化合物のうち、事業活動に伴って生じたもの及び輸入されたもの、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして環境省令で定めるもの)</p> <p>廃水銀等の従来の廃棄物で処理する場合、廃水銀は金属くず(金属水銀)として、その扱いは特別管理産業廃棄物に準じていた。廃水銀化合物は、水銀を含む特別有害産業廃棄物として適切に処理されていた。今回、廃水銀等が特別管理産業廃棄物に追加されるにあたり、特別管理産業廃棄物収集運搬業者は品目の追加になり、変更許可申請が必要になり、廃水銀を扱っていた産業廃棄物収集運搬業者は、新規に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取らなければならない。</p> <p>廃水銀等が特別管理産業廃棄物になった場合、従来の処理が停滞しないよう、次のような緩和処置をとり、処理がスムーズにいくようご配慮願いたい。</p> <p>1) 特別管理産業廃棄物収集運搬業者が水銀を含む特別有害産業廃棄物の許可を有している場合、新基準に合致する収集運搬内容及び処分先が水銀を回収できる中間処分(ばい焼等)に搬入できる書類を提出することで書き換えできる措置を運用通知に盛り込むこと。</p> <p>2) 廃水銀を扱っていた産業廃棄物収集運搬業者が、新規に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可をとるにあたって、条例や要綱で法律以上の厳しい規制がある場合、新規でなく、品目の追加等の緩和解釈で指導できるよう、施行時、運用通知等で地方公共団体に条例や要綱の運用にあたって、処理の停滞がおこならないよう配慮することを加えること。</p> <p>3) 特別管理産業廃棄物の管理票のE票までの期間が普通産廃に比べて短い、過去、金属くず(金属水銀)で処理していた場合より、処理日数を短縮させるため、処理料金が高くなり、処分費用をけちるための不適正事例が増加すると予想されます。北海道の遠方まで処分することが明らかな場合、普通産廃並みの処理期間と同じと猶予されるような運用通知で、すでに構築されている安全・安心かつ確実に収集運搬・処分ができるルートを活用していただきたい。</p>	<p>1) 廃水銀等を元々取り扱っている特別管理産業廃棄物処理業者であっても、今回の政省令等の改正により特別管理産業廃棄物である廃水銀等として新たな処理基準等がかかるため、特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可申請を行っていただく必要がありますが、御意見を踏まえ、特別管理産業廃棄物に係る政省令等の施行は「水銀に関する水俣条約が日本国において効力を生ずる日又は平成28年4月1日のいずれか早い日」とし、施行までの猶予期間を設けることとしております。</p> <p>2) 特別管理産業廃棄物処理業の許可を有していない場合、許可申請を行う必要があります。また、処理の停滞が起こらないように、特別管理産業廃棄物に廃水銀等が追加されることにより必要となる許可手続きについて施行通知で示します。なお、条例等による規制の詳細については各都道府県・政令市に問合せ願います。</p> <p>3) 管理票の写しの送付を受けるまでの期間は、その期間内に処理を終えることを求めるものではなく、排出事業者がその処理を委託した産業廃棄物の処理の状況を把握し、あわせて、不適正処理を未然に防止するための制度です。いずれにせよ、廃水銀等の適正処理の体制の構築に向け、施行通知等により関係者に周知を図り制度の円滑な定着を図ってまいります。</p>

No	頁	行	該当部分	御意見	御意見に対する考え方
10	2	26	1-1(1)	<p>・意見内容 廃水銀等は、特定施設を設けず、すべて特別管理産業廃棄物に指定すべきである。</p> <p>・理由 特定の施設から排出される廃水銀等のみが特別管理産業廃棄物に指定されることになるが、ここに指定されている「特定施設」以外からも現実としては廃水銀等が排出されているため。 例えば、小中学校、病院、薬局などが現に排出事業者となっているケースがある。これら特定施設以外から排出される廃水銀等についても、廃棄物の性状は同じなのだから同じく扱われるべきでないか。</p>	<p>特定施設の指定に当たっては、今後水銀の用途が制限された後も、定期的に一定量の廃水銀等が排出されることが想定される施設を幅広く対象としており、また、現状の廃水銀等の排出実態を鑑みても、原案の特定施設で大部分を網羅できていると考えております。</p>
11	2	26	1-1(1)	<p>政令案に指定されていない施設において、割れた血圧計から回収された水銀は、「水銀使用製品廃棄物のうち産業廃棄物であるものから回収した廃水銀」に該当するのか。該当しなければ、破損等により回収された水銀及びその化合物についても指定する必要があるのではないか。</p>	<p>特定施設以外で生じる割れた血圧計から回収された水銀は特別管理産業廃棄物である廃水銀等には該当いたしません。また、特定施設の指定に当たっては、今後水銀の用途が制限された後も、定期的に一定量の廃水銀等が排出されることが想定される施設を幅広く対象としております。 なお、水銀使用製品を排出する際には破損しないように又は意図的な回収を行わずに、水銀が流出しない状態である水銀使用製品の状態で排出を求めることとしております。</p>
12	3	9	1-1(2)	<p>ランプや電池の場合、一般廃棄物及び産業廃棄物から回収した水銀は、それぞれ特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に区分することが要求されることになると考えられるが、実際の処理においてこのような区分が出来るのか疑問がある。また区分のために処理上の作業性悪化も予想されるので、処理事業者の意見を十分聞いて対応をお願いしたい。</p>	<p>今後の関係法令の検討に際しては、パブリックコメントを通し、処理事業者の意見を十分にお聞きした上で対応してまいります。</p>
13	3	9	1-1(2)	<p>処分方法が施行されるまでの水銀は、収集運搬は特別管理廃棄物の基準で行い、処分はこれまでどおりの処分方法(ばい焼、セメント固化等)となるのか。</p>	<p>処分に当たり、既存の特別管理産業廃棄物の処理基準を遵守する必要があります。</p>

No	頁	行	該当部分	御意見	御意見に対する考え方
14	3	26	1-1(2)	<p>・意見内容 「水面埋立地を除く」を、削除すべき。 また、「管理型最終処分場にて処分」ではなく、「最終処分場(安定型最終処分場を除く)」とすべき。</p> <p>・理由 最終処分場内の保有水等への水銀の溶出が懸念されるため、「水面埋立地を除く」と規定しているものと考えられるが、水面埋立地であっても水面上の埋立高が相当ある場合には、陸域化している部分については、陸上の最終処分場と同様であり、陸域化部分では問題なく埋立可能と考えられる。水面埋立地には、水面指定を受けていないことにより管理型構造でありながら法第15条に規定する管理型最終処分場でない最終処分場が存在する。このため、表現を変えることで、当該最終処分場での埋立処分も可能とすることができる。</p>	水銀の硫化・固型化物の安定性を長期的に確保するためには、水と接触させないことが重要であり、入念的な措置として水面埋立処分を除くこととしております。
15	4	10	1-1(3)	<p>・意見内容 処理基準は全国で統一的なものにすべきである。</p> <p>・理由 「水銀使用製品産業廃棄物」について、現状、都道府県により扱いが異なる。例えば、ある県では水銀を内蔵した機器や体温計はすべて「特管」として扱うよう指導されるが、同じ品目が別の県では一般的なスクラップ(金属くず)や安定型処分が可能なガラスくずとして扱われている。これでは適正処理が担保されないうえに、広域的に回収する場合、調整が煩雑になるため。</p>	施行通知等により水銀使用製品産業廃棄物等の処理基準を具体的に示していくことで、適正処理を周知してまいります。
16	4	10	1-1(3)	水銀使用製品産業廃棄物を別途、定める際には、機器の制御の一部として、電池、スイッチ、リレー類等の水銀使用製品を使用している製品は除外されるようにしていただきたい。 また過去製造品の廃棄時の確認、問い合わせが来た際、現実的に10年以上前のものは分からないものがほとんどでした。つきましては過去の製造分は規制外にならないでしょうか。	御意見については水銀使用製品産業廃棄物の指定を検討する際に参考とさせていただきます。
17	4	10	1-1(3)	<p>【意見内容】 「水銀使用製品産業廃棄物」、「環境省令で定める水銀汚染物」、「環境省令で定めるもの」及び「環境大臣が定める方法」についても、施行前にパブリックコメントの募集を行い、関係者の意見を反映させていただきたい。</p> <p>【理由】 規制の円滑な実運用を図るため。</p>	御意見のとおり今後パブリックコメントを行う予定です。 なお、水銀含有等産業廃棄物の定義についても上記パブリックコメントを実施した上で規定することといたします。

No	頁	行	該当部分	御意見	御意見に対する考え方
18	4	10	1-1(3)	<p>・意見 蛍光灯が中に組み込まれた廃棄物(自動販売機やショーケース等)については、総体として水銀含有等産業廃棄物となるのでしょうか？仮にそうであれば、蛍光灯が排出事業者側もしくは処理業者側で蛍光灯を取り外した場合であれば、蛍光灯は水銀含有等産業廃棄物として、残った機械部分は通常の産業廃棄物として取り扱うべきと考えます。</p> <p>・理由 総体で水銀含有等産業廃棄物としてしまえば、水銀回収と中間処理を一括で行える業者でないと対応できなくなる恐れがある。</p>	<p>水銀使用製品産業廃棄物が中に組み込まれたものについては、排出事業者側又は処理業者側で水銀使用製品産業廃棄物を取り外した場合は、取り外した水銀使用製品産業廃棄物と、残った機械部分(通常の産業廃棄物)として取扱うこととなります。</p>
19	4	10	1-1(3)	<p>蛍光ランプやボタン電池等は、単体での水銀含有量は少ないものの広く普及しており、総量としては水銀量が多いことから、水銀回収を行う製品として定める必要があると考える。</p>	<p>水銀含有等産業廃棄物については、今後省令にて具体的な廃棄物を指定する予定であり、そのうち一定の割合以上に水銀やその化合物を含むものについては、埋立処分に際して生活環境保全上の支障がないよう水銀回収を義務付けることとしております。水銀含有等産業廃棄物については、多様な廃棄物が存在することから、御指摘の点も踏まえて、今後省令にて回収を義務付けるものを規定することとしております。また、特別管理産業廃棄物である改正令第二条の四第五号へ、チ(1)及びル(1)に定める廃棄物のうち、一定の割合以上に水銀やその化合物を含むものについても同様に考え、今後省令にて回収を義務付けるものを定めることとしております。</p>
20	4	10	1-1(3)	<p>・意見の概要 水銀含有等産業廃棄物に係る収集、運搬、処分等の基準について、一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理及び混合保管についての自治体の規制に関して統一した規制、混合処理を認める方向での統一を要望する。</p> <p>・意見の内容 現行、一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理及び混合保管については自治体ごとの判断でそれを禁止する自治体としない自治体に分かれる。一般廃棄物と産業廃棄物の分別処理及び分別保管については、混合のないよう処理機の洗浄を行ったうえで処理時間を分ける、複数の処理機を設ける、複数の保管場所を確保するなど多大なコストを要する。一件当りの排出量が少なく排出者が多数に上る水銀含有等産業廃棄物の特性も鑑み、回収処理促進の観点から、水銀含有等産業廃棄物に係る混合処理について統一した規制、混合処理を認める方向での統一を要望する。</p>	<p>一般廃棄物と産業廃棄物の混合処分については、今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬及び処分のための保管においては、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずることが求められます。</p>

No	頁	行	該当部分	御意見	御意見に対する考え方
21	4	10	1-1(3)	水銀汚染物の収集・運搬基準を定める必要はないのか。	割れやすく大気への水銀の飛散が懸念される水銀使用製品産業廃棄物について、新たな収集・運搬基準を追加しております。なお、高濃度の水銀を含む汚染物で特定の施設から排出されるものには、特別管理産業廃棄物として既存の収集・運搬基準があり、またそれ以外のものについても産業廃棄物として既存の収集・運搬基準があります。
22	4	10	1-1(3)	<p>・意見 蛍光灯のように破損しやすいものについては、排出時点または運搬中に不可抗力で破損してしまう可能性があります。この場合であっても、改正基準が適用される旨を周知・明記すべき必要があると考えます。</p> <p>・理由 現状においても、排出事業者によっては破損していれば水銀が抜けてしまっていると認識していることがあり、破損した蛍光灯を通常のガラスくずとして処理を求めてくる場合がある。またコンプライアンス意識の低い業者が、わざと破損させて通常のガラスくずと称することも考えられる。産業廃棄物処理業者としては、「破損した水銀含有等産業廃棄物」の取扱いについて明確になっていけば適切な対応を行いやすい。</p>	排出時点又は運搬中に不可抗力で破損してしまったものについても、改正基準が適用される旨を周知してまいります。
23	4	10	1-1(3)	地方自治体等では、水銀を含む蛍光ランプ等とともに水銀を含まない白熱電球等も回収しリサイクル処理を行っているところがある。白熱電球はガラスや金属くずであり、電球形蛍光ランプや蛍光ランプと同様にリサイクルし資源化することが可能である。蛍光ランプ等に類似の白熱電球等が混入することを避けるのは難しいため、このように同時にリサイクルできるものが混入した場合、再区分等しなくても良いような配慮を願いたい。	地方自治体が回収する一般廃棄物である水銀使用製品廃棄物については、地方自治体の分別ルールに従った排出をお願いいたします。
24	4	10	1-1(3)	蛍光ランプ等については、輸送効率向上のために破砕を行った後、輸送を行っている事例もある。ランプ等を安全に破砕する装置も販売されており、汚染等起こさないように適切な破砕を行い輸送している場合の破砕は認めるよう配慮をお願いしたい。	輸送効率向上のために水銀使用製品産業廃棄物の破砕を行う場合には、処分基準として水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように、必要な措置を講ずることとしております。

No	頁	行	該当部分	御意見	御意見に対する考え方
25	4	10	1-1(3)	水銀含有等廃棄物の破碎や切断、水銀回収等の処理を行う場合には、環境中に水銀を飛散・流出させない処理の基準を定めるとともに、その施設については廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項に規定する許可を必要とするものとし、併せて構造基準及び維持管理基準を明確に定めるべきと考える。	水銀含有等産業廃棄物の処理基準として水銀の大気への飛散防止措置を、また今後省令で定めるものについては水銀回収を行うこととしております。また、一般廃棄物である水銀使用製品廃棄物の処理に当たり、留意点等をガイドラインにより示していくことを考えております。 なお、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の設置の許可の対象となる一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に該当する施設は、水銀含有等廃棄物を処理する施設においても設置の許可を必要とします。
26	4	10	1-1(3)	水銀使用製品産業廃棄物の破碎等の処理を行う施設についても、令第7条に定める産業廃棄物処理施設に定めるべきだと考える。	水銀使用製品産業廃棄物の処理基準として水銀の大気への飛散防止措置を、さらに今後省令で定めるものについては水銀回収を行うこととしております。また、廃棄物処理法施行令第7条の産業廃棄物処理施設に該当する施設は、水銀使用製品産業廃棄物を処理する施設においても該当いたします。
27	4	27	1-1(3)	水銀又はその化合物が気体でなく、液体、固体の可能性があるため、「大気中に飛散しないように」ではなく、「環境中に飛散、流出しないように」といった表現が良いのではないかと。	水銀の飛散性を考慮し大気への飛散防止措置を処理基準として追加しており、大気中以外の環境中への飛散、流出については、現行基準の廃棄物の飛散、流出防止措置により担保されていると考えておりますので、現行のとおりとさせていただきます。
28	5	2	1-1(3)	水銀使用製品産業廃棄物の安定型最終処分場への埋立を禁止することは、環境中への水銀の飛散・流出を防ぐことになるので、ぜひこの取組を進めていただきたい。 水銀使用製品一般廃棄物についても安定型最終処分場への埋立を禁止する必要はないのか。	御意見のとおり水銀使用製品産業廃棄物について取り組みを進めてまいります。なお、蛍光灯等の水銀使用製品一般廃棄物については既に安定型最終処分場相当へ埋め立てることはできないこととされています。
29	5	6	1-1(4)	廃水銀等の固型化施設も大量に水銀化合物(硫化水銀)を取り扱うため、硫化施設同様に許可を受けることが必要となる令第7条の産業廃棄物処理施設に追加しなくてよいのか。	固型化施設は気化しやすい金属水銀ではなく、より安定した状態である硫化水銀を扱う施設であることから、廃棄物処理法施行令第7条の産業廃棄物処理施設に追加しておりませんが、今後定める固型化の処理基準に沿った処理が求められます。

No	頁	行	該当部分	御意見	御意見に対する考え方
30	5	6	1-1(4)	<p>・意見の概要 廃水銀等の硫化施設について、環境大臣が定める方法として提示が予想される「精製、硫化、固型化」における硫化施設のことを指しているか。そのほかの硫化による不溶化施設も想定しているか、お示し頂きたい。</p> <p>・意見の内容 廃水銀等の硫化施設について、環境大臣が定める方法として提示が予想される「精製、硫化、固型化」の施設における硫黄を精製された水銀と不溶化する硫化施設に限定して指しているか。そのほかの硫化ソーダを用いた不溶化施設等もその範囲に想定しているか、お示し頂きたい。</p>	<p>廃水銀等の硫化施設については、現時点で一定の見通しが得られている「精製、硫化、固型化」における硫化施設を指しており、硫化ソーダを用いた不溶化施設等については今後の検討の際に参考とさせていただきます。</p>
31	5	26	1-3	<p>・意見内容 公布から施行まで、許可の整備に必要な期間を設けるべきである。</p> <p>・理由 廃水銀等及びその処理物の特別管理産業廃棄物への指定がされるが、現状、自治体の判断により、廃水銀等は「金属くず」(普通産廃)として扱われているケースがある。この場合、処理業者は新たに特管の許可を取得する必要があるが、本改正が公布後速やかに施行された場合、許可取得が間に合わず、一時的に処理が滞る可能性があるため。</p>	<p>御意見を踏まえ、特別管理産業廃棄物に係る政省令等の施行は「水銀に関する水俣条約が日本国において効力を生ずる日又は平成28年4月1日のいずれか早い日」とし、施行までの猶予期間を設けることとしております。</p>
32	5	26	1-3	<p>特別管理産業廃棄物処理業の変更許可や新規許可が必要となる場合は、公布後速やかに施行するのではなく、手続きに要する時間を設けるべきと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、特別管理産業廃棄物に係る政省令等の施行は「水銀に関する水俣条約が日本国において効力を生ずる日又は平成28年4月1日のいずれか早い日」とし、施行までの猶予期間を設けることとしております。</p>
33	5	26	1-3	<p>・意見内容 施行にあたり、施行日はしっかりと考慮すべき。</p> <p>・理由 今回、特別管理産業廃棄物の種類が追加(廃水銀等)されることになるが、施行直後は、許可を有する処理業者が存在しないこととなるため、施行日時点で水銀を含む産業廃棄物を処理している処理業者が、継続して処理できる仕組みが必要と考えられる。</p> <p>また、関係処理基準等が施行される前に、先行して「廃水銀等」が特別管理産業廃棄物に追加・施行されることにより、廃水銀等、廃水銀等を処分するために処理したもの、水銀使用製品廃棄物の処理が滞ることが無いよう配慮する必要があると考えられる。</p> <p>さらに、回収した廃水銀等が最終処分できないことで、産業廃棄物管理票のE票が排出事業者へ返送できなくなることを無いよう配慮が必要と考えられる。</p>	<p>御意見を踏まえ、特別管理産業廃棄物に係る政省令等の施行は「水銀に関する水俣条約が日本国において効力を生ずる日又は平成28年4月1日のいずれか早い日」とし、施行までの猶予期間を設けることとしております。</p> <p>また、御指摘については、廃水銀等の処理が滞ることのないよう配慮してまいります。</p>

No	頁	行	該当部分	御意見	御意見に対する考え方
全体、その他					
34	-	-		<p>水銀使用製品廃棄物の環境上適正な中間処理・最終処分を行うためには、それを実施する能力を有する事業者の育成が不可欠だと考える。</p> <p>また、水銀添加廃製品を処分事業者まで輸送する際のコスト低減、及び破損により環境中に水銀を飛散・流出させるリスク低減の観点からは、できる限り地元事業者によってその役割が担われることが望ましい。</p> <p>そうした地元事業者を育成するため、水銀を回収処理している処分事業者の実態を把握するとともに、事業者等に対し環境上適正な処分を行えるよう技術的・財政的な支援を積極的に行っていただきたい。</p>	<p>今後の検討の参考にさせていただきます。</p> <p>また、環境上適正な処分を行えるよう事業者等に対しガイドラインの策定等の技術的な支援を行うことを考えております。</p>
35	-	-		<p>「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について(答申)」11ページに記載されているように「市町村等による収集及び水銀回収をより一層促進する」ことは重要であり、そのため、安全かつ効率的に分別・収集・運搬する方法の構築、適正な水銀回収処理業者への委託等が必要であり、それらの取組を加速化するため、市町村等に対し技術的・財政的な支援を行うべきだと考える。</p>	<p>環境上より適正な管理を確保するため、市町村等による収集及び水銀回収をより一層促進するために、ガイドラインの策定等の技術的な支援を行うことを考えております。</p>
36	-	-		<p>・意見の概要 水銀含有等産業廃棄物に係る収集、運搬、処分等の基準について、他自治体からの越境搬入に係る事前協議についての自治体の規制に関して統一した規制、事前協議の免除を要望する。</p> <p>・意見の内容 現行、他自治体からの越境搬入に係る事前協議についてはそれを必要とする自治体としない自治体に分かれる。事前協議申請に費やす時間とコストは件数の多さも伴い多大な労力となっている。一件当りの排出量が少なく排出者が多数に上る水銀含有等産業廃棄物の特性や適正に処分を行う施設がある程度限られる実態を鑑み、回収処理促進の観点から、事前協議についての自治体の規制に関して統一した規制、事前協議の免除を要望する。</p>	<p>越境搬入に係る事前協議については、今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」等の閣議決定及び
意見募集（パブリックコメント）の結果について（お知らせ）

平成27年11月6日（金）
環境省総合環境政策局環境保健部
環境安全課（代表：03-3581-3351）
（直通：03-5521-8261）
課長：立川 裕隆（内：6350）
課長補佐：岸 雅明（内：6317）
担当：西條 真実（内：6366）

第189回国会（平成27年通常国会）において成立した「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）」に関し、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」が本日平成27年11月6日（金）に閣議決定されましたので、お知らせいたします。

また、平成27年9月8日（火）から同年10月7日（水）までの間に実施した「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令案等」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果についても、併せてお知らせいたします。

記

1. 政令の概要

(1) 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令」について

- ・法附則第1条第1号に掲げる規定（関係主体における水銀使用製品の適正な分別回収に関する責務規定）の施行期日を平成28年12月18日とする。
- ・法附則第1条第2号に掲げる規定（特定水銀使用製品の製造禁止等に関する規定）の施行期日を平成30年1月1日とする。

(2) 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」について

- ・製造を規制する「特定水銀使用製品」として、一定の量を超える水銀を含有するボタン電池、蛍光灯等を定める。
- ・水銀等の使用に係る規制を行う製造工程として、アセトアルデヒドの製造工程等を定める。
- ・貯蔵に係る規制を行う水銀等として、水銀及び塩化第一水銀等の6種類の水銀化合物を定める。
- ・その他所要の規定を整備する。

2. 意見募集の結果及びそれに対する考え方

(1) 意見募集の対象

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令案等」の概要

(2) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口、環境省ウェブサイト

(3) 意見募集期間

平成27年9月8日（火）～平成27年10月7日（水）

(4) 意見提出方法

インターネット、郵送又はFAX

(5) 意見提出数

14件

(6) 御意見に対する考え方

いただいた御意見に対する考え方は、別添のとおり。

以上

【御意見及び御意見に対する考え方】

意見対象	御意見の概要	御意見に対する考え方
特定水銀使用製品の製造に関する措置 (概要一. 1.)	<p>電子ディスプレイに使用する一部の特定冷陰極蛍光灯 (CCFL) 及び外部電極蛍光灯 (EEFL) について、規制開始以降に当該製品をスペアパーツとして継続使用するための適用除外がないが、EU 指令では、2012 年 7 月 1 日より前に型式認可された車両及びその交換部品については指令適用除外としており、水銀含有量の制限なく、自動車用スペアパーツとして当該製品の継続使用が認められている。</p> <p>技術上、既存の車両に取り付けられているランプについて、水銀を使用しない代替品で置き換えることは困難であり、施行令案の施行により、水銀を含んだランプを使用する電子ディスプレイのスペアパーツを顧客に供給できなくなる懸念がある。</p> <p>そのため、2017 年末以降もスペアパーツの提供を可能にするために日本の要件を EU の要件と調和させるよう要望する。</p>	<p>御指摘の冷陰極ランプ (CCFL) 及び外部電極ランプ (EEFL) に関しては、「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」等の制定等に対する意見募集において示されているとおり、今後制定予定の通達「特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について」において、水俣条約における規制の適用除外の要件を満たす場合 (例えば、水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合における電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ (CCFL) 及び外部電極蛍光ランプ (EEFL)) には、輸入承認申請を受けて輸入承認を行う旨が規定される予定です。</p> <p>当該規定に基づき、個別の状況について随時審査し、水俣条約における規制の適用除外の要件を満たすか否かを判断する予定です。</p> <p>【参考】 ○パブリックコメント：「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」等の制定等に対する意見募集について (9 月 8 日～10 月 7 日) http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595115069&Mode=1</p>
新用途水銀使用製品の製造等に関する措置	<p>水銀に関する水俣条約附属書 A においては、「(b) 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品」は、附属書から除外されており、また、水俣条約対応技術的事項検討会の資料において、「試験研究用途、計測器の校正用途、</p>	<p>御指摘のとおり、概要二. 1. ③「別表の左欄 1 から 51 までに掲げるもの又は水銀等の製剤であって、校正、試験研究又は分析に用いられるもの」は既存の用途に利用する水銀使用製品に該当します。</p> <p>他方、御指摘の「水銀の含有量を測定するための装置を含む分析及</p>

<p>(概要二. 1.)</p>	<p>参照標準用途」は既存の用途として扱う旨記載されている。水銀の含有量を測定するための装置を含む分析及び計測機器は、有害物質の削減に必須の装置であるため、このような除外が認められているものと理解しているが、これらは概要二. 1. ③に該当するのか。また、概要二. 1. ③の「水銀等の製剤」には純水銀も含まれるのか。</p>	<p>び計測機器」は、その意図する製品が定かではありませんが、少なくとも、当該機器自体に水銀等が使用されていない場合には、水銀使用製品に該当せず、「既存の用途に利用する水銀使用製品」に該当することはありません。</p> <p>なお、水俣条約附属書 A の適用除外事項は、水銀汚染防止法第 8 条の「条約で認められた用途」として「特定水銀使用製品」に適用されるものであり、「新用途水銀使用製品」に適用されるものではありません。</p> <p>また、概要二. 1. ③の「水銀等の製剤」は、水銀等の効果的利用を図るために希釈・混合等一定の加工を施されているものを指すところ、御指摘の「純水銀」が、上述の加工を施されていない化学的純品である場合には、「水銀等の製剤」には該当しません。</p>
<p>新用途水銀使用製品の製造等に関する措置 (概要別表)</p>	<p>蛍光ランプや UV ランプで使用されている水銀金属間化合物は液体成分又は粘性物質を含まない粉体でできている。この水銀金属間化合物が別表第 28 号の「水銀ペースト」に含まれるか不明確であるため、既存の用途に利用する水銀使用製品であることを明確にされたい。</p>	<p>御指摘のとおり、「ペースト」は液体中に細かな固体粒子を大量に懸濁させたものと認識され、粉体を含むとは解し難いと考えられます。これについて精査したところ、ランプ類に封入される水銀の形態は固体（ペレット又は粉末）のみであることが判明したため、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令案別表中、第 28 号中「水銀ペースト」を「水銀粉末」に修正いたします。</p>
<p>水銀等を使用する製造工程に関する措置 (概要三.)</p>	<p>現在、日本においては規制対象となる物品の製造工程において水銀の使用はないため、施行令において、規制対象は水銀等を使用する場合の製造工程である旨明示されたい。</p>	<p>水銀汚染防止法第 19 条の規定において、既に、当該条に基づき政令で定める製造工程が、水銀等の使用に際してのみ規制されることが示唆されており、今般改めて施行令において、「水銀を使用する」という趣旨の文言を用いる場合、法規定文言と併せて当該趣旨が重複して規定されることとなるため、原案どおりとさせていただきます。</p>

		<p>【参考】</p> <p>○水銀汚染防止法</p> <p>第十九条 何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であつて、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定める製造工程において、水銀等を使用してはならない。</p>
水銀等の貯蔵に関する措置 (概要四. 1.)	<p>水銀使用製品に含まれる水銀等について、貯蔵に係る規制の対象となるか否かが不明瞭であり、混乱が生じるおそれがある。一般消費者等が使用する製品に含まれる水銀等については、貯蔵に係る規制から除外されることを明示すべき。</p>	<p>水銀汚染防止法では、「水銀等」を「水銀及びその化合物をいう。」としているところであり、血圧計や体温計など水銀等が封入された製品を所持していることは、「水銀等の貯蔵」には当たらず、水銀等の貯蔵に係る規制の対象外となります（使用済みの製品が「水銀含有再生資源」に当たる場合は、水銀含有再生資源の管理に係る規制の対象となります（概要「五. 水銀含有再生資源の管理に関する措置」を参照ください。）。いただきました御意見は、今後の制度周知にあたって参考とさせていただきます。</p>
水銀等の貯蔵に関する措置 (概要四. 1.)	<p>貯蔵に係る規制を行う水銀等の具体例を示されたい。大学や研究機関において、実験装置の破損等により水銀等が非意図的に発生し、それらを回収して一時的に保管する場合があるが、この場合は規制対象となるのか。また、もし対象となる場合はどのように取扱われるのか。</p>	<p>水銀等の貯蔵が一時的なものである場合や貯蔵する水銀等が非意図的に発生したものである場合であっても、その水銀等は貯蔵に係る規制の対象となります。なお、貯蔵する水銀等が廃棄物に該当する場合は、水銀汚染防止法において貯蔵に係る規制の対象ではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に従って適切に取り扱っていただく必要があります。</p> <p>御意見も踏まえつつ、今後の制度周知を行っていく予定です。</p>
水銀等の貯蔵に関する措置 (概要四. 3.)	<p>省令案に規定する「事業所」について、大学の一のキャンパスにおいて、法規制が必要な水銀等を取り扱う学部が複数存在している場合には、それぞれの学部を事業所の単位として考えることは可能か。同一キャンパスであっても、学部が異なる場</p>	<p>水銀汚染防止法において、「事業所」とは、水銀等の貯蔵に係る事業活動が行われている一単位の場所をいい、原則として、単一の運営主体のもとで、同一の又は隣接する敷地内において継続的に事業活動を行っているものを意味しています。（ただし、同一の又は隣接する敷地</p>

	<p>合、その使用目的は異なり、一の事業（事業所）と考えることが必ずしも適当ではないと考えられるため、例えば、学部を事業所の単位と解釈することは必ずしも否定されないか確認したい。</p>	<p>内になくても、道路や河川等を隔てて近接しており、かつ、水銀等の貯蔵が一体として行われている場合は、一事業所として取り扱って差し支えありません。）</p> <p>したがって、大学については、通常一のキャンパスを事業所の単位とすることが考えられ、そのため例えば各学部でそれぞれ貯蔵している水銀等の量が 30 kg未満であったとしても、一のキャンパス全体として貯蔵している水銀等の量が 30 kg以上である場合には、報告が必要となります。</p> <p>なお、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）等の環境関係の類似の報告制度においても同様の考え方としています。</p>
<p>その他</p>	<p>規制対象を決定するに当たっての考え方やカバー率、費用対効果、先進諸国の規制との相違点などを明らかにすべき。</p>	<p>水銀汚染防止法は、「水銀に関する水俣条約」の担保措置を講ずるものであるため、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令案等」の規制対象は、原則、「水銀に関する水俣条約」の規制対象に沿った範囲としています。</p> <p>その上で、製造規制の対象とする特定水銀使用製品については、「産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ・中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会合同会合」における検討において、条約で水銀含有量等の基準値が設定されているものについて当該基準値を条約よりも厳しいものとする、廃止期限を前倒しすること等について、個別の製品ごとに検討すべきであるとされたことを踏まえて、個別具体的な製品の対象は同合同会合の委員で構成される「水俣条約対応技術的事項検討会」において検討が行われました。この検討会では、関係業界に</p>

		<p>おける水銀削減や回収についての自主的取組、経済活動のグローバル化、各製品の水銀含有量や普及状況、安全性の観点等も踏まえた水銀代替・低減技術の動向、不適正に処分された場合の環境保全上の影響度合い、更なる水銀削減に関する効果・効率性、消費者の負担等に配慮し、また、国際競争のイコールフティングの重要性、諸外国の規制制度の動向等に留意して、規制対象とする個別具体的な製品について検討が行われました。こうした専門家等による検討結果を受け、今回、施行令案において規制対象とする製品を列挙しています。</p> <p>また、水銀等の使用を禁止する製造工程（施行令案第2条）については、国内では、条約で規制対象とされている製造工程において水銀等の使用の実態はなく、今回、施行令案においてこれら全ての製造工程を規制対象としています。</p> <p>また、他の多くの先進諸国においても、「水銀に関する水俣条約」の担保のための国内制度の整備が進められている過程にあります。</p>
<p>その他</p>	<p>特定水銀使用製品の製造が許可される用途が不明確なため、ガイドラインを作成する等、明確にしていきたい。また、代替製品が開発され、流通するようになった際には、製品の水銀含有量基準や製造が認められる用途の見直しを行い、代替製品への転換を促進していきたい。</p>	<p>特定水銀使用製品の製造が許可される「条約で認められた用途」については、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策に関する技術的事項について（第二次報告書）」（平成27年8月4日、産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築WG中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会合同会合）において示されている考え方を踏まえ、具体的な該当性の考え方を通達又は公表資料等で提示する予定です。</p> <p>また、この適用除外への該当性の考え方や特定水銀使用製品の範囲については、水俣条約においては発効から5年以内に製造等の規制対象について再検討を行うこととされていること（条約第4条8）、水銀</p>

		<p>汚染防止法においても施行5年経過後に法律の施行状況について検討を加えることとされていること（法附則第8条）も踏まえ、第二次報告書において示されているとおり、適切な時期に、その時点における事業者の取組状況や技術動向等をレビューし、見直しを行う予定です。</p>
その他	<p>使用する部品が水銀使用製品である場合があるが、これらが水銀使用製品に該当するかどうかについて、使用者側で判断・識別できるものを表記する義務等があればよいのではないか。</p>	<p>水銀汚染防止法において、水銀使用製品の製造事業者・輸入事業者は、水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の水銀使用製品の適切な分別排出に資する情報を提供するように努めることとされています。この情報提供が適切に行われ、使用者側で製品に水銀が使用されているかどうか識別することが可能になるよう、具体的な情報提供の方法について、「水俣条約対応技術的事項検討会」において現在検討が行われています。</p>
その他	<p>表示等の情報提供は、製品設計に影響し、導入には時間が必要であるため、詳細な基準を早急に示されたい。また、表示等の情報提供の対象は、水銀含有量の多い製品とされたい。</p>	<p>表示等の情報提供の方法、対象製品等については、現在、「水俣条約対応技術的事項検討会」において検討が行われているところ、いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
その他	<p>水銀使用製品の品番や写真等を掲載した一覧や、製造が許可された特定水銀使用製品の品番等を記載した一覧を作成し、製品の明確化や国民への分かりやすい広報に努めるべき。また、これらの積極的な広報により、水銀使用製品から代替製品への転換、水銀使用製品の適正廃棄を推進されたい。</p>	<p>いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。なお、水銀使用製品の適正廃棄の観点では、「水俣条約対応技術的事項検討会」において、主な水銀使用製品（特定水銀使用製品を含む。）のリストを作成予定です。廃棄時の適切な分別の観点から、同検討会では、水銀使用製品の製造事業者等による表示その他の情報提供の方法についても検討を行っています。</p> <p>また、水銀使用製品に関する情報提供は、製品を購入する際に水銀含有量の少ない製品を選択することを可能にすることにより、御指摘の水銀使用製品から代替製品への転換にも役立つものと考えます。</p>
その他	<p>製品における水銀使用の代替・低減技術の開発が進展してき</p>	<p>特定水銀使用製品の対象範囲等については、水俣条約においては発</p>

	<p>ていることから、技術開発の動向を踏まえた規制を行うべきであり、新たな技術の開発等に応じて制令等の改正を行い、早期に水銀を使用しない製品への移行を進めるべき。</p>	<p>効から 5 年以内に製造等の規制対象について再検討を行うこととされていること（条約第 4 条 8）、水銀汚染防止法においても施行 5 年経過後に法律の施行状況について検討を加えることとされていること（法附則第 8 条）も踏まえ、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策に関する技術的事項について」（平成 27 年 8 月 4 日、産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築WG中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会合同会合）において示されているとおり、適切な時期に、その時点における事業者の取組状況や技術動向等をレビューし、見直しを行う予定です。</p>
<p>その他</p>	<p>本パブコメに対する意見及び提出者名、それぞれに対する政府の見解について、すべて公表すべき。</p>	<p>行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 43 条においては、パブリックコメントの結果について、命令等の題名、命令等の案の公示の日、提出意見、提出意見を考慮した結果及びその理由を公表すること、また、提出意見については、整理・要約したものとすることができることとされており、本パブリックコメントは行政手続法に基づき実施されているもので、いただいた御意見の取扱いも同法に基づき行っています。御意見の提出者名等の個人情報につきましては、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のため提出意見に付記いただいたものであり、公表はいたしかねます。</p>

※ 「水銀汚染防止法」は「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）」、「概要」は意見募集の対象とした「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令案等の概要について」を指しています。

※ 水銀汚染防止法において使用する用語の例に従って記載しています。

「大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令」の閣議決定 及び意見募集の結果について（お知らせ）

平成27年11月6日（金）
環境省水・大気環境局大気環境課
直 通：03-5521-8295
代 表：03-3581-3351
課 長：瀧口 博明（内線6530）
課長補佐：長濱 智子（内線6572）
担 当：江田 美沙子（内線6572）

第189回国会（平成27年通常国会）において成立した「大気汚染防止法の一部を改正する法律」を受け、「大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令」が、本日11月6日（金）に閣議決定されましたので、お知らせいたします。

また、平成27年9月15日（火）から平成27年10月15日（木）まで実施した「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果についても、併せてお知らせいたします。

1. 趣旨

平成25年（2013年）10月、我が国が議長国を務めて熊本市及び水俣市で開催された外交会議において、水銀による地球規模での環境汚染を防止することを目的とする「水銀に関する水俣条約」が採択されました。

条約の採択を受けて、水銀等の大気中への排出を規制するための大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号。以下「改正法」という。）が第189回通常国会で成立し、平成27年6月19日に公布されたところです。

本政令は、改正法の実施に係る必要な措置を行うため、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）等について所要の改正を行ったものです。

2. 概要

改正の主な内容は、以下のとおりです。詳細については、添付資料を御参照ください。

- (1) 水銀排出施設について、条約附属書Dに掲げる施設又は条約附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第8条2(b)の基準として環境省令で定める基準に該当するものとする（具体的な種類及び規模は環境省令で定める）。
- (2) 環境大臣又は都道府県知事が、水銀排出施設の設置者に対し、報告を求める又は立入検査することができる事項として以下を定める。
報告徴収：水銀排出施設の構造及び使用の方法、水銀等の処理の方法、水銀濃度等
立入検査：水銀排出施設及びその関連施設、水銀排出施設に使用する燃料及び原料並びに
関係帳簿書類

(3) 都道府県知事の権限のうち、政令で定める市の長に委任する事務は、設置等の届出受理、改善勧告等・改善命令等、実施制限期間の短縮、報告徴収・立入検査、適用除外対象施設に係る権限を有する行政機関の長との通知の受理・要請・協議等に関する事務とする。

また、工場に関する事務は、指定都市及び中核市の長が行い、工場以外に関する事務は、政令第13条第1項に規定する政令市の長並びに指定都市及び中核市の長が行うこととする。

※ 改正後の法第18条の32の規定に基づく要排出抑制施設に係る事項は、所要の調査検討を行った上で定めることとし、今般の政令改正では措置しないものとする。

3. 意見募集（パブリックコメント）の結果

別添のとおりです。

4. 添付資料

- ・別紙1：大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令（要綱）
- ・別紙2：大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令（案文・理由）
- ・別紙3：大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令（新旧対照条文）
- ・別紙4：大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令（参照条文）
- ・別紙5：パブリックコメントの結果について

※ 別紙1～5は、<http://www.env.go.jp/press/index.php>をご参照ください。

5. 今後の予定

- ・公布：平成27年11月11日
- ・施行：改正法の施行の日（条約が日本国について発効する日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）

※ 施行期日を定める政令は、別途定めるものとする。

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の実施結果について

平成 27年11月6日
環境省水・大気環境局
大 気 環 境 課

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表

(2) 意見募集期間

平成27年9月15日（火）～平成27年10月15日（木）

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又はインターネット

(4) 意見提出先

環境省水・大気環境局大気環境課

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数：1通

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方

御意見※	御意見に対する考え方
これにつきましては、支那の影響が、かなり大きいと感じていますので、ちょっと難題で、このことについての、定義から明確にするべきです。	御指摘のとおり、地球全体での水銀排出量の削減のためには、世界全体での取組が必要であることから、「水銀に関する水俣条約」が採択されたものです。このうち水銀の大気排出については、同条約第8条の規定において、「利用可能な最良の技術」及び「環境のための最良の慣行」の利用等による規制が締約国に義務付けられています。 なお、我が国の取組として、開発途上国における水銀大気排出抑制に関する技術支援を行っていく必要があると考えます。

※いただいたご意見をそのまま掲載しています。